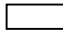


別紙 1

1. 浚渫区域の範囲、水底土砂サンプリング位置及び現在の水深

浚渫区域の範囲は、図 1-1 (1) に  の色別した範囲のとおりであり、浚渫する土砂が政令で指定する基準に適合するかを確認するためのサンプリング位置は、図 1-1 (1) に示す円内の 1～11 までの 11 ヶ所である。参考のため、浚渫区域の計画水深を図 1-1 (2) に示す。

サンプリング位置の設定に当たっては、海洋投入処分をしようとする水底土砂が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準（以下「判定基準」という。）に適合している「一般水底土砂」であることを証明するため、水平方向については河川及び水路におけるサンプリング地点の配置の考え方（50m 間隔の均等配置）に基づき選定したので、浚渫範囲全体の水底土砂の性状を把握するうえで妥当であると考えます。

浚渫予定箇所は、新潟県新潟市に存在する新潟西港に面する図 1-2 に示す範囲にあり、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第 1 項第一号の規定に基づく指定水底土砂ではない。

（なお、浚渫予定箇所の詳細な情報については、添付「廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを証明する書類」1-2 浚渫の必要性及び浚渫箇所の水底土砂分析結果に添付している添付資料 4 に記載している。）

図1-1(1) 浚渫区域の範囲、水底土砂サンプリング位置及び現在の平均水深

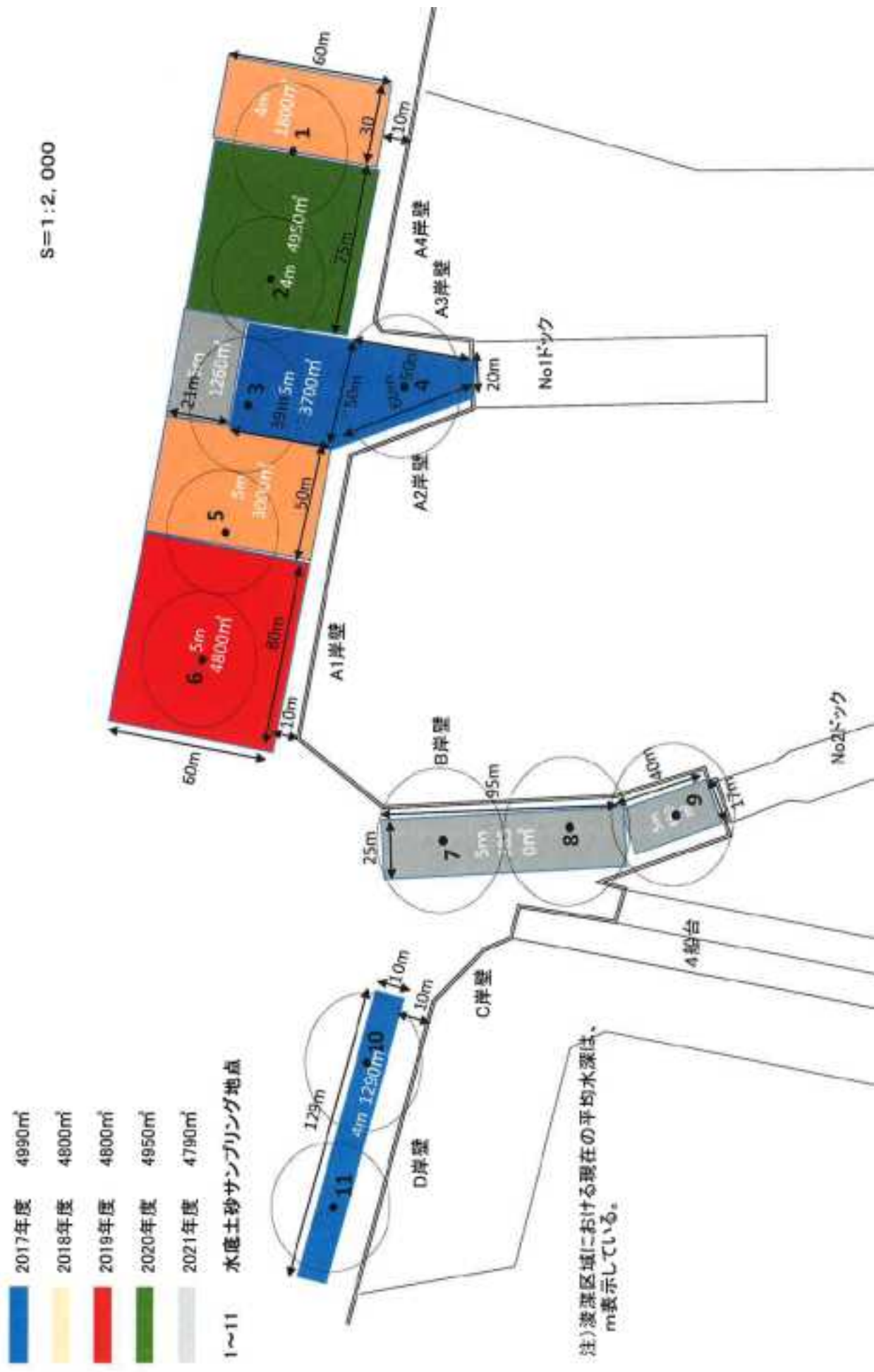


図1-1(2) 浚渫区域の計画水深図

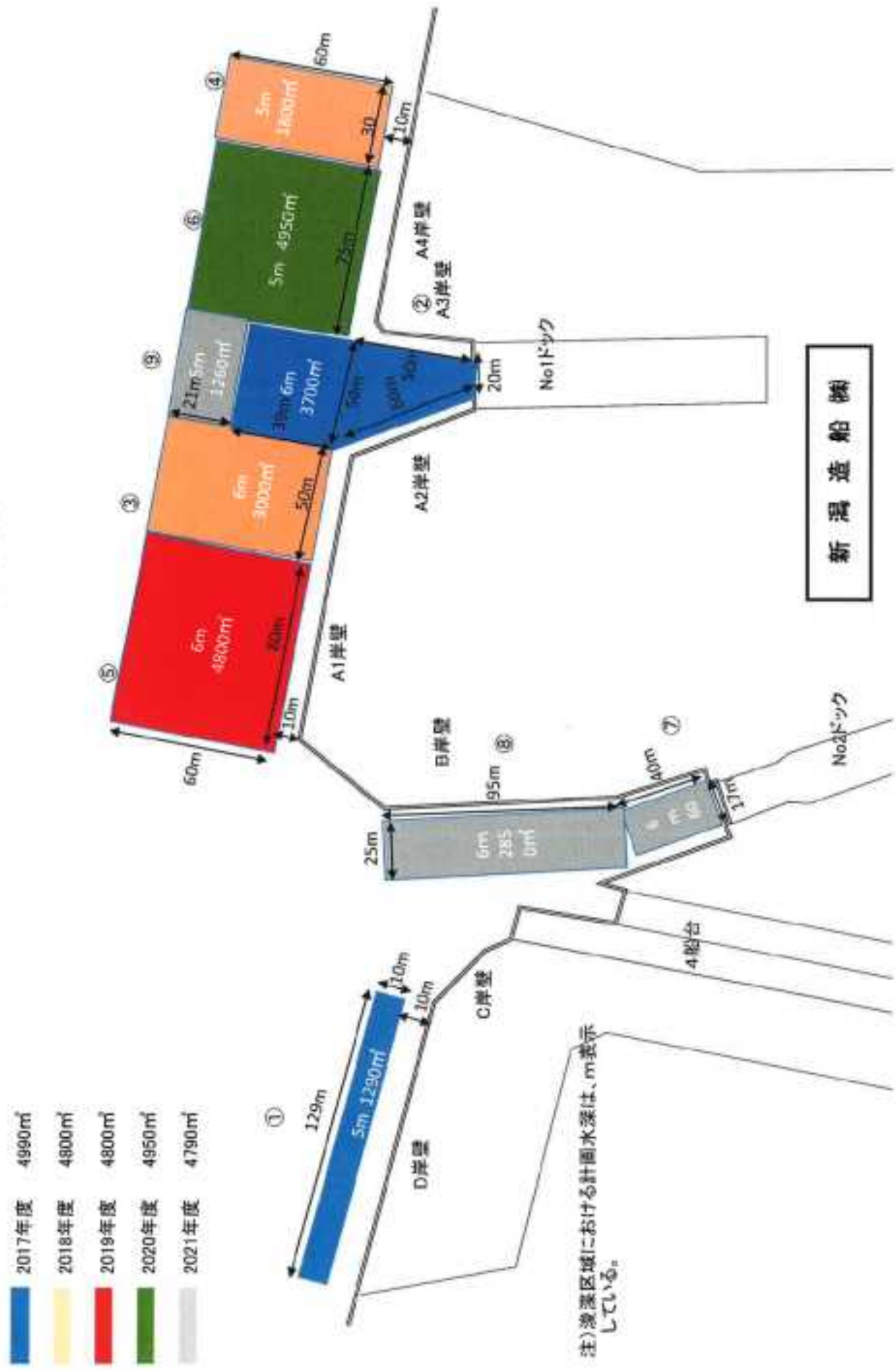
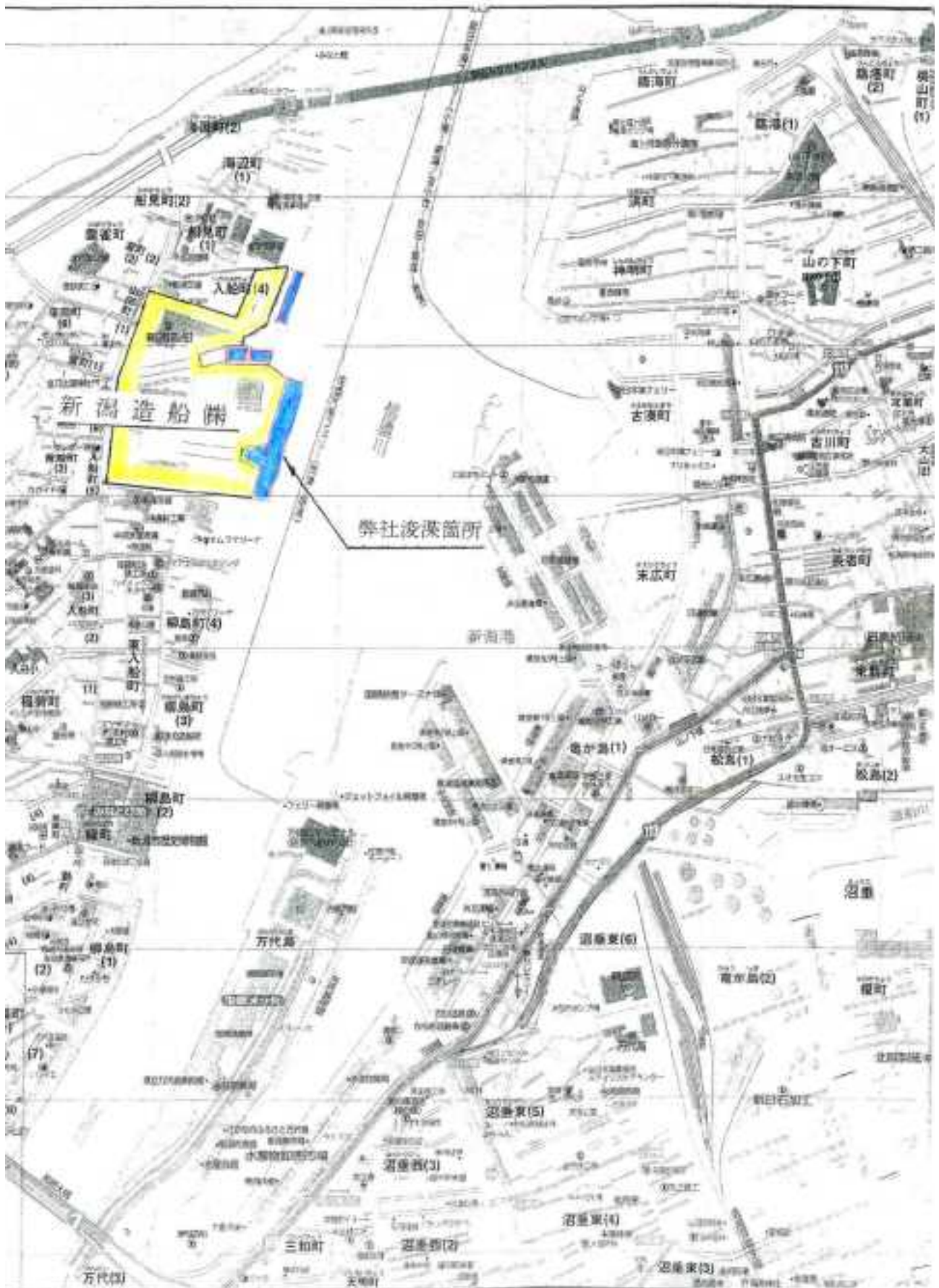


図 1-2 弊社位置及び弊社浸染位置図



2. サンプリング土砂の分析結果

11 か所のサンプルの成分分析結果は、下表のとおりである。

サンプリングでは、1m層厚のコアを均一に攪拌して 1 試料として分析に供した。成分分析の結果、全てのサンプルで海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準値の 1/2 を下回っており、各区画における水底土砂は、判定基準に適合している「一般水底土砂」と考える。

